

個人ADR申立て説明会を開催します

町は、個人によるADR申立てを考えている方を対象とした申立て手続に関する説明会を、県内外8か所で開催します。

さきに実施した賠償に関する意向調査における回答内容にかかわらず、どなたでも参加いただけますので、お気軽にお越しください。(予約不要)

なお、説明は、原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)が行います。

日にち	開始時間	開催場所	住所および電話番号
8月25日(土)	10時~	いわき市社会福祉センター 大会議室	いわき市平字菱川町 1-3 TEL 0246 (23) 3320
	14時~	浪江町地域スポーツセンター サブアリーナ	浪江町大字権現堂字下馬洗田 5-2 TEL 0240 (34) 3941
8月26日(日)	10時~	浪江町役場二本松事務所 大会議室	二本松市北トロミ 573 TEL 0243 (62) 0123
	14時~	とうほう・みんなの文化センター (福島県文化センター) 視聴覚室	福島市春日町 5-54 TEL 024 (534) 9191
9月1日(土)	14時~	ビッグパレットふくしま 小会議室 2・3	郡山市南二丁目 52 番地 TEL 024 (947) 8010
9月2日(日)	13時30分~	TKP東京駅前会議室 カンファレンスルーム2	東京都中央区日本橋 3-5-13 三義ビル TEL 03 (4577) 9240
9月15日(土)	10時~	水戸市福祉ボランティア会館 大研修室	茨城県水戸市赤塚一丁目1番地 (MIOS内) TEL 029 (309) 1001
9月16日(日)	13時30分~	仙台市中小企業活性化センター セミナールーム2B	宮城県仙台市青葉区中央 1-3-1 AER6階 TEL 022 (724) 1200

☎ 総務課賠償支援係 TEL 0240(34)4638

大橋 今回で遺留分の説明は最後だよ。前回、遺留分の割合について説明したけど、今回は、その割合を掛ける基となる財産についての民法の定めを説明するね。

遺留分 遺留分算定の基となる財産は、亡くなった時に残っている財産に生前に亡くなった方が贈与した財産を加えて、亡くなった時に残っている債務(借金)を引くことによつて算定することになっているよ。

うけどん うーん。誰にいくらあげた(贈与した)か、思い出せるかな…?

大橋 生前に贈与した財産は、生前にされた贈与全てというわけではないんだよ。基本的に、亡くなる前1年以内に贈与したものに限り、贈与を受けた人、贈与した人、贈与を受けた人双方が遺留分を侵害することを認識していた場合は、1年以上前の贈与も含めることになるんだ。また、特別受益に当たる贈与も基礎財産に含まれるし、財産から差し引く債務には、租税上の債務も含まれるよ。

うけどん へー、そうなんだ。財産の算定方法については分かったよ。

大橋 最後に、遺留分の行使について説明するね。

遺留分は、遺留分を持っていない人が意思表示をしないと、いけないう権利であり、何も意思表示をしないと、権利は戻ってこない。この意思表示は、裁判までする必要はなく、行使する旨を通知するだけで構わないんだ。通知する相手は、亡くなった方から贈与などを受けた人になるよ。

この行使は、被相続人が亡くなったことおよび贈与などがあつたことを相続人が知つた時から1年以内、または、知らなかつた場合でも亡くなったから10年以内にならないといけないんだ。

うけどん 1年ってあつという間だよ。

大橋 そうだね、あつという間だから、遺言などがあることを知つて遺留分を行使しようと思つたら、すぐに通知しないとな。

うけどん そうだね。先生、次回もよろしくお願ひします。

いつか役に立つ

法律
知識

No.20



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属: 福島県弁護士会)